

令和4年度

吉富町水道事業 水質検査計画書

吉富町上下水道課

電話 (0979) 24-4074

令和4年度 吉富町水道事業水質検査計画

(1) 水質検査計画に関する基本方針

水道事業者にとって安全かつ清浄な水を供給することは最も基本的な義務であり、このため、水道法(昭和32年法律第177号)第20条及び同法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第15条の規定に基づき水質検査を行うとともに、同法施行規則第15条第6項の規定により水質検査計画を策定するものであります。また、水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査は、国が定めた水道水の検査方法(「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」等)によって行います。なお、その他項目の検査は、上水試験方法(日本水道協会)等によって行います。

(2) 水道事業の概要

吉富町の水道は第1(別府)浄水場、第2(幸子)浄水場の地下水を自己水源とし、不足する水量については、京築地区水道企業団水道用水供給事業から浄水を受水しています。

浄水場の概要

浄水場名	水源名	水源種類	認可水量 (m ³ /日)	浄水処理方法	R02年度一日 平均浄水量 (m ³ /日)
第1[別府] 浄水場	2号取水井	深井戸	100	消毒のみ	102
第2[幸子] 浄水場	3号取水井	浅井戸 (立型集水井)	1,700	急速ろ過 前塩素処理 後塩素処理 エアレーション マンガン接触ろ過	1,118
第3配水池	京築地区 水道企業団	浄水受水	1,000	—	650 (現:契約水量)

注: 浄水場名の〔 〕内名称は、通称です。

給水状況（令和2年度末現在）

給 水 人 口	6,057 人
普 及 率	90.16 %
給 水 世 帯	2,826 世帯
計画一日最大給水量	2,800 m ³
一日最大給水量	2,477 m ³
一日平均給水量	1,761 m ³

（3）当該水道を巡る原水及び浄水の水質管理上の留意点

第2(幸子)浄水場の原水は立型集水井により取水し、浄水処理過程においてはマンガンの除去装置を設置しています。また、浅井戸で外部の影響を受ける可能性もあるため、当浄水場では原水・浄水池の定期的な水質検査で監視を行っています。さらに配水池系別に浄水の水質検査を行い、浄水処理に留意しています。

（4）水質検査を行う採水地点（図-1）（図-2）

浄水では配水池系の3箇所、第2(幸子)浄水場の浄水池で毎月定期的に水質検査を行っています。さらに各水源別に毎月定期的に原水の水質検査を行っています。

・浄水採水場所

区 分	採 水 場 所
第1(別府)浄水場第1配水池系	界木地区 給水栓
第2(幸子)浄水場第2配水池系	高浜地区 給水栓
第2(幸子)浄水場第3配水池系	幸子地区 給水栓
第2(幸子)浄水場	第2(幸子)浄水場 浄水池

・原水採水場所

区分	採水場所
第1(別府)浄水場	第1(別府)浄水場 取水井
第2(幸子)浄水場	第2(幸子)浄水場 取水井

(5) 水質検査を行う項目、採水頻度及びその理由 [表 1-1~4]

(法令等に変更があったときは、最新の改定内容にて実施します。)

浄水：厚生労働省令第 101 号（平成 15 年）、第 142 号（平成 15 年）及び第 135 号（平成 19 年）、第 174 号（平成 20 年）、第 18 号（平成 22 年）、第 11 号（平成 23 年）、第 15 号（平成 26 年）、第 29 号（平成 27 年）、第 38 号（令和 2 年）に定める基準項目並びに、水道法関連法令等に定める内容に従い設定しました。[別紙－1]

原水：厚生労働省令第 101 号（平成 15 年）、第 142 号（平成 15 年）及び第 135 号（平成 19 年）、第 174 号（平成 20 年）、第 18 号（平成 22 年）、第 11 号（平成 23 年）、第 15 号（平成 26 年）、第 29 号（平成 27 年）、第 38 号（令和 2 年）に定める基準項目、水道法関連法令等並びに「水道におけるクリプトスパリジウム等対策指針」に定める内容に従い設定しました。

[別紙－2]

(6) 臨時の水質検査および水質異常時の対応について

・臨時の水質検査は通知（健水発第 1010001 号）に準じて対応します。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 水源に異常があったとき
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ④ 净水過程に異常があったとき

- ⑤ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき
- ⑥ その他特に必要があると認められるとき

・水質検査の結果、水質基準を超えた値が検出された場合は直ちに原因究明を行い、必要な対策を講ずるとともに、水質異常時には〔別紙－3〕に基づいて対応します。

(7) 水質検査の方法

毎日検査以外の定期及び臨時検査については水道法第20条第3項に定める「厚生労働大臣の登録する者」に委託します。

(8) 水質検査計画及び検査結果の公表方法

上下水道課にて閲覧できるようにします。

(9) その他水質検査計画の実施に際し配慮すべき事項

・水質検査結果の評価

水質検査結果を水質基準値などと比較して、法令に適合した水質であることを確認するとともに浄水処理、送水、配水過程での水質変化について評価を行い、より良質で安全な水の供給に努めます。

・水質検査計画の見直しに関する事項

水質検査計画の策定にあたり、過去3年間の水質状況を考慮して計画を作成しています。

・関係者と連携に関する事項

水道水源での水質、汚染事故を未然に防止するため「京築地区水道企業団運営協議会」「福岡県管轄機関」「厚生労働大臣登録検査機関」等、関係機関と常に連携を密にするとともに、水質異常の早期発見に努めます。また、事故が発生した場合は直ちに適切な対策を講じます。

- ・健康診断に関する事項

水道法第21条第1項の規定により、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者について、検便検査を水道法施行規則第16条に基づきおおむね6ヶ月ごとに1回、検便検査を実施します。

(10) 法第20条第3項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容

- ・委託の範囲

- ①具体的な検査項目、頻度

令和4年度 水質検査頻度表 [表1-1~4]

令和4年度 水質検査予定表 [表-4(1)] [表-4(2)]

各検査項目のセット内容については、[表-5] [表-6] を参照ください。

- ②試料の採取及び運搬方法

検査予定表に従い上下水道課で採水を行い、検査機関に受け渡しを行っています。

特に、一般細菌・大腸菌・pH値・味・臭気・色度及び濁度の項目については試料を採水後、検査機関による試験開始までの時間は告示法（厚生労働省告示第261号）に従い12時間以内で実施されるようにしています。

採取及び運搬方法の詳細については「定期（臨時）水質検査業務取扱要領」に必要な事項を定めています。

- ③臨時検査の取扱い

水質異常時の対応〔別紙-3〕に従い、臨時及び緊急の水質検査依頼があった場合、その都度検査機関と協議の上検査項目等を確認し、速やかな対応に努めています。尚、詳細については「定期（臨時）水質検査業務取扱要領」に必要な事項を定めています。

- ・委託した検査の実施状況の確認方法

水質検査機関には検査結果の根拠となる資料（分析チャート等）をいつでも閲覧できる状況にし、分析が的確に実施されているか否かを確認するために「日

常業務確認調査」の立ち入りを求めることが出来るようになっています。

また、水質検査の信頼確保のため水質検査機関には外部及び内部精度管理の実施を義務付けています。

[別紙－1]

浄水について

第1(別府)浄水場 第1配水池系

- * 第1浄水場 第1配水池系から、距離が遠く配水管の末端で塩素との接触時間が長いと考えられる界木地区の給水栓を代表して、降雨が少なく水質が悪化していると考えられる時期の2月に浄水全51項目の検査を行い、その他の月は省略不可9項目について検査を行います。
- * 消毒剤消毒副生成物12項目については5月、8月、11月、2月の年4回検査を行います。
- * 過去3年間の検査結果で厚生労働省令第百四十二号〔平成15年〕の三一ハに示されている28項目のうち、蒸発残留物・フッ素及びその化合物が基準値の1/5を上回っていたため年4回検査を行います。また、鉛及びその化合物・カルシウム、マグネシウム等(硬度)・アルミニウム及びその化合物については、過去に基準値の1/5を上回ったことがあるため、年4回検査を行い監視していきます。
- * 2-メチルイソボルネオール・ジェオスミンについては、原水が深井戸で藻類の繁殖及び臭気物質の混入はないと考えますが、8月とその半年後の浄水全項目検査時の2月に検査を年2回行います。
- * 水質管理目標設定項目内の消毒副生成物であるジクロロアセトニトリル、抱水クロラール、亜塩素酸は温度上昇に伴い夏季の方が多く生成されるため、7月に検査を行います。
- * 水質管理目標設定項目のアルミニウム及びその化合物については基準項目内で検査を行っているため、水質管理目標設定項目での0.1mg/l以下目標値に照らし合わせて監視していきます。
- * より質の高い水道水の供給を目指すための目標との位置づけである水質管理目標設定項目中のおいしい水等の10項目については水質が悪化している時期と考えられる2月に検査を行います。
- * 水質管理目標設定項目内の従属栄養細菌を5月、8月、11月、2月の年4回検査を行い、配水系における塩素の消失や水の滞留の状況の評価に活用しています。

- * 放射性物質のセシウム 134、セシウム 137、ヨウ素 131 について、5 月に年 1 回検査を行います。

第 2(幸子)浄水場 第 2 配水池系

- * 第 2 (幸子) 浄水場 第 2 配水池系で距離が遠く配水管の末端で塩素注入から経過時間が長いと考えられる高浜地区の給水栓を代表して、田植え等で水質が悪化していると考えられる時期の 6 月に浄水全 51 項目の検査を行い、その他の月は省略不可 9 項目について検査を行います。
- * 消毒剤消毒副生成物 12 項目については 6 月、9 月、12 月、3 月の年 4 回検査を行います。
- * 過去 3 年間の検査結果で厚生労働省令第百四十二号〔平成 15 年〕の三ーハに示されている 28 項目のうち、蒸発残留物・カルシウム、マグネシウム等(硬度)・アルミニウム及びその化合物が基準値の 1/5 を上回っていたため年 4 回検査を行います。
- * 2-メチルイソボルネオール・ジェオスミンについては浅井戸原水で、藻類の繁殖により影響の可能性が否定できないため、藻類の繁殖が考えられる春と秋に年 4 回検査を行います。
- * 水質管理目標設定項目内の消毒副生成物であるジクロロアセトニトリル、抱水クロラール、亜塩素酸は温度上昇に伴い夏季に多く生成されるため、7 月に検査を行います。
- * 水質管理目標設定項目のアルミニウム及びその化合物については基準項目内で検査を行っているため、水質管理目標設定項目での 0.1mg/l 以下の目標値に照らし合わせて監視していきます。
- * より質の高い水道水の供給を目指すための目標との位置づけである水質管理目標設定項目中のおいしい水等の 10 項目については水質が悪化していると考えられる時期の 6 月に検査を行います。
- * 水質管理目標設定項目内の従属栄養細菌を 6 月、9 月、12 月、3 月の年 4 回検査を行い、配水系における塩素の消失や水の滞留の状況の評価に活用しています。

- * 放射性物質のセシウム 134、セシウム 137、ヨウ素 131 について 5 月に年 1 回検査を行います。

第 2(幸子)浄水場 第 3 配水池系

- * 第 2(幸子)浄水場 第 3 配水池系で距離が遠く配水管の末端で塩素注入から経過時間が長いと考えられる幸子地区の給水栓を代表して、田植え等で水質が悪化していると考えられる時期の 6 月に浄水全 51 項目の検査を行い、その他の月は省略不可 9 項目について検査を行います。
- * 消毒剤消毒副生成物 12 項目については 6 月、9 月、12 月、3 月の年 4 回検査を行います。
- * 過去 3 年間の検査結果で厚生労働省令第百四十二号〔平成 15 年〕の三一ハに示されている 28 項目のうち、蒸発残留物が基準値の 1/5 を上回っていたため年 4 回検査を行います。また、アルミニウム及びその化合物については過去に基準値の 1/5 を上回ったことがあるため、年 4 回検査を行い監視していきます。
- * 原水が京築地区水道企業団からの浄水受水と浅井戸の混合であり、京築地区水道企業団の原水が表流水で上流域のダム、溜池等で藻類の繁殖による臭気物質の混入の可能性があるため、2-メチルイソボルネオール・ジェオスミンについては、藻類の繁殖が考えられる春から秋に年 6 回検査を行います。
- * 水質管理目標設定項目内の消毒副生成物であるジクロロアセトニトリル、抱水クロラール、亜塩素酸は温度上昇に伴い夏季に多く生成されるため 7 月に検査を行います。
- * 水質管理目標設定項目のアルミニウム及びその化合物については基準項目内で検査を行っているため、水質管理目標設定項目での 0.1mg/l 以下の目標値に照らし合わせて監視していきます。
- * より質の高い水道水の供給を目指すための目標との位置づけである水質管理目標設定項目中のおいしい水等の 10 項目については水質が悪化している時期と考えられる 6 月に検査を行います。
- * 水質管理目標設定項目内の従属栄養細を 6 月、9 月、12 月、3 月の年 4 回検査行い、

配水系における塩素の消失や水の滞留の状況の評価に活用しています。

- * 放射性物質のセシウム 134、セシウム 137、ヨウ素 131 について、5月に年1回検査を行います。

第 2(幸子)浄水場 立型集水井系 浄水池

- * 第 2(幸子)浄水場の工程管理のため、省略不可 9 項目について毎月検査を行います。
- * 水道用資機材等考慮すべき 6 項目並びにマンガン及びその化合物について工程管理のため、第 2、第 3 配水池系の給水栓で実施していない 5 月、8 月、11 月、2 月の年 4 回検査を行います。
- * 水質管理目標設定項目内の従属栄養細菌を 5 月、8 月、11 月、2 月の年 4 回検査を行い、配水系における塩素の消失や水の滞留の状況の評価に活用しています。

[別紙－2]

原水について

第1（別府）浄水場

- * 原水全40項目を降雨が少なく水質が悪化している時期と考えられる2月に検査を行います。
- * 過去3年間のデータでフッ素及びその化合物が検出されているため4月、7月、10月、1月の年4回検査を行います。
- * 水質管理目標設定9項目については厚生労働省健康課長通知（平成16年1月22日付健発第0122002号）より、「水質監視は、原水について行うことを原則とする」と指示されているため、降雨が少なく水質が悪化していると考えられる2月に年1回検査を行い、目標値を超えて検出された場合は、浄水で直ちに確認の追加検査を行います。
- * クリプトスボリジウム等対策指針での水道原水に係るクリプトスボリジウム等による汚染のおそれの判断について、指標菌が検出されていない深井戸ですが地表水等が混入していない被圧地下水の原水であるか判断がつかないため、リスクレベル2の施設としています。
- * クリプトスボリジウム等の指標菌である大腸菌〔定性〕・嫌気性芽胞菌〔定量〕については4月、7月、10月、1月の年4回検査を行います。
- * ダイオキシン類については、12月に検査を行います。

第2（幸子）浄水場

- * 原水全40項目を、田植え等で水質が悪化している時期と考えられる6月に検査を行います。
- * 水質管理目標設定9項目については、田植え等で水質が悪化している時期と考えられる6月に年1回検査を行い、目標値を超えて検出された場合は浄水で直ちに確認の追加検査を行います。
- * クリプトスボリジウム等対策指針での水道原水に係るクリプトスボリジウム等によ

る汚染のおそれの判断について過去に指標菌が検出されたことはありませんが、地表水以外の浅井戸を水道の原水としているため、リスクレベル3の施設とし検査をしています。

- * クリプトスボリジウム等の指標菌である大腸菌〔定性〕・嫌気性芽胞菌〔定量〕については4月、7月、10月、1月の年4回検査を行います。
- * クリプトスボリジウムについても4月、7月、10月、1月の年4回検査を行います。
- * 原水の汚染の程度の把握と浄水処理の工程管理のため、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、遊離炭素、マンガン及びその化合物について4月、7月、10月、1月の年4回検査を行います。
- * ダイオキシン類については5月に検査を行います。

京築地区水道企業団 原水

- * 京築地区水道企業団 原水については、浄水受水であるため京築地区水道企業団で行った検査データを入手します。
(京築地区水道企業団 湯の川内浄水場浄水場の出口、吉富町配水池の入口)

- 水道におけるクリプトスボリジウム等対策指針に基づくリスクレベルは〔表-2〕にまとめています。
- クリプトスボリジウムによる汚染のおそれの有無について判断するための指標菌及びクリプトスボリジウム等の検査結果を〔表-3〕にまとめています。

[別紙-3]

水質異常時の対応について

水質異常時の対応については、以下によるものとします。

1. 基準省令の 1. 一般細菌 2. 大腸菌 3. カドミウム及びその化合物 4. 水銀及びその化合物 5. セレン及びその化合物 6. 鉛及びその化合物 7. ヒ素及びその化合物 8. 六価クロム化合物 9. 亜硝酸態窒素 10. シアン化物イオン及び塩化シアン 11. 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 12. フッ素及びその化合物 13. ホウ素及びその化合物 14. 四塩化炭素 15. 1, 4-ジオキサン 16. シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン 17. ジクロロメタン 18. テトラクロロエチレン 19. トリクロロエチレン 20. ベンゼン 21. 塩素酸 22. クロロ酢酸 23. クロロホルム 24. ジクロロ酢酸 25. ジブロモクロロメタン 26. 臭素酸 27. 総トリハロメタン 28. トリクロロ酢酸 29. プロモジクロロメタン 30. ブロモホルム 31. ホルムアルデヒド
- の 31 項目についての事項

(1) 基準値超過が継続することが見込まれる場合の措置

基準値超過が継続することが見込まれ、人の健康を害するおそれがある場合には取水及び給水の緊急停止措置を講じ、かつ、その旨を関係者に周知させる措置を講じます。具体的には次のような場合が考えられます。

- ①. 水源又は取水若しくは導水の過程にある水が、浄水操作等により除去を期待するのが困難な病原生物若しくは人の健康に影響を及ぼすおそれのある物質により汚染されているか、又はその疑いがあるとき
- ②. 浄水場以降の過程にある水が、病原生物若しくは人の健康に影響を及ぼすおそれのある物質により汚染されているか、又はその疑いがあるとき
- ③. 塩素注入機の故障又は薬剤の欠如のために消毒が不可能となったとき
- ④. 工業用水道の水管等に誤接合されていることが判明したとき

また、水源又は取水若しくは導水の過程にある水に次のような変化があり、給水栓水が水質基準値を超えるおそれがある場合には、直ちに取水を停止して水質検査を行うとともに、必要に応じて給水を停止します。

- イ. 不明の原因によって色及び濁りに著しい変化が生じた場合
 - ロ. 臭気及び味に著しい変化が生じた場合
 - ハ. 魚が死んで多数浮上した場合
- 二. 塩素消毒のみで給水している水道の水源において、ごみや汚泥等の汚物の浮遊を発見した場合

(2) 関係者への周知

水質に異常が発生したこと又はそのおそれが生じたことをその水が供給される者又は使用する可能性のある者に周知するときは防災無線、広報車を用いることなどにより緊急事態にふさわしい方法で対応します。

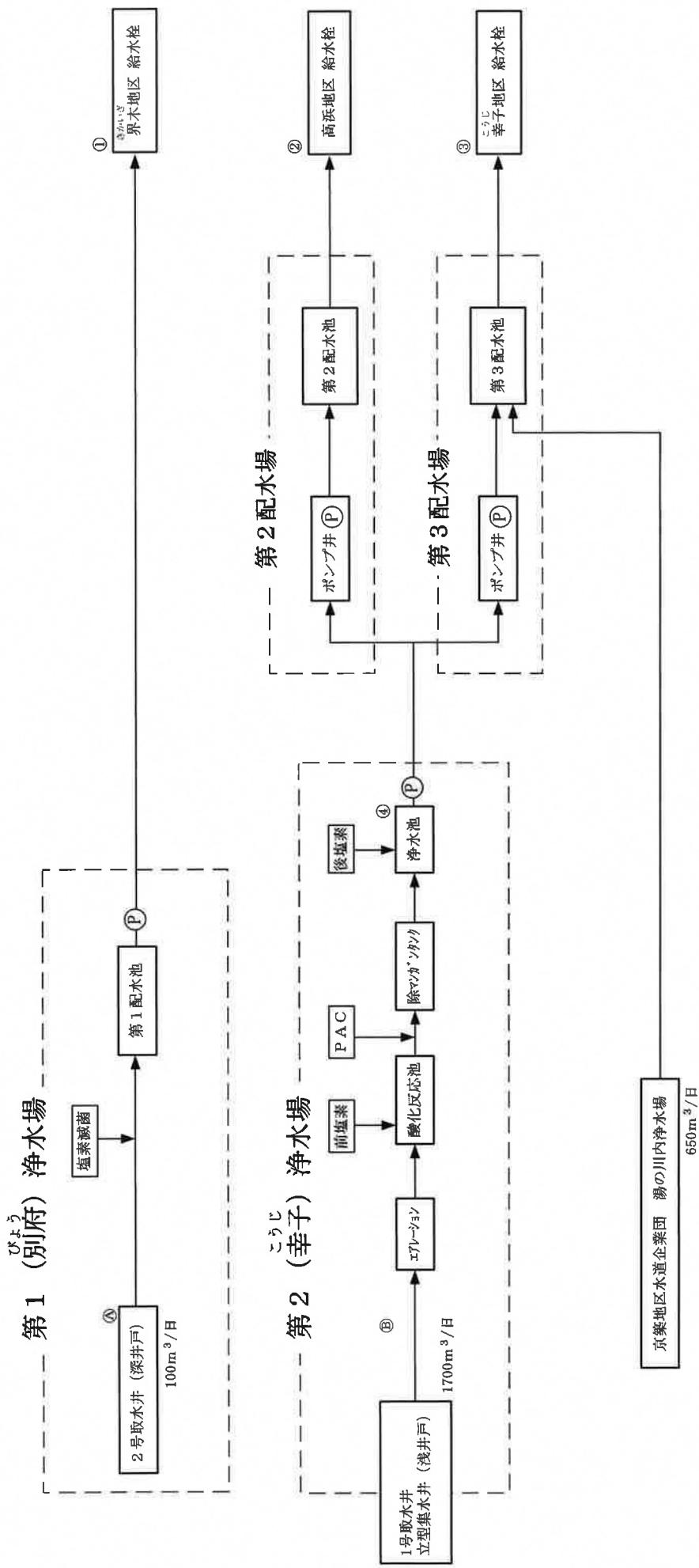
2. 基準省令の 32. 亜鉛及びその化合物 33. アルミニウム及びその化合物 34. 鉄及びその化合物 35. 銅及びその化合物 36. ナトリウム及びその化合物 37. マンガン及びその化合物 38. 塩化物イオン 39. カルシウム、マグネシウム等（硬度）40. 蒸発残留物 41. 陰イオン界面活性剤 42. ジェオスミン 43. 2-メチルイソボルネオール 44. 非イオン界面活性剤 45. フェノール類 46. 有機物(全有機炭素(TOC)の量) 47. pH値 48. 味 49. 臭気 50. 色度 51. 濁度

の 20 項目についての事項

基準値を超過し、生活利用上又は施設管理上障害の生じるおそれのある場合は直ちに原因究明を行い、必要に応じ当該項目に係る低減化対策を実施することにより、基準を満たす水質を確保するよう対応します。

市町村名 吉富町 上下水道課

図-1



原水採水場所……④、⑤
净水採水場所……①、②、③、④

図-2

浄水場・配水池及び採水地点

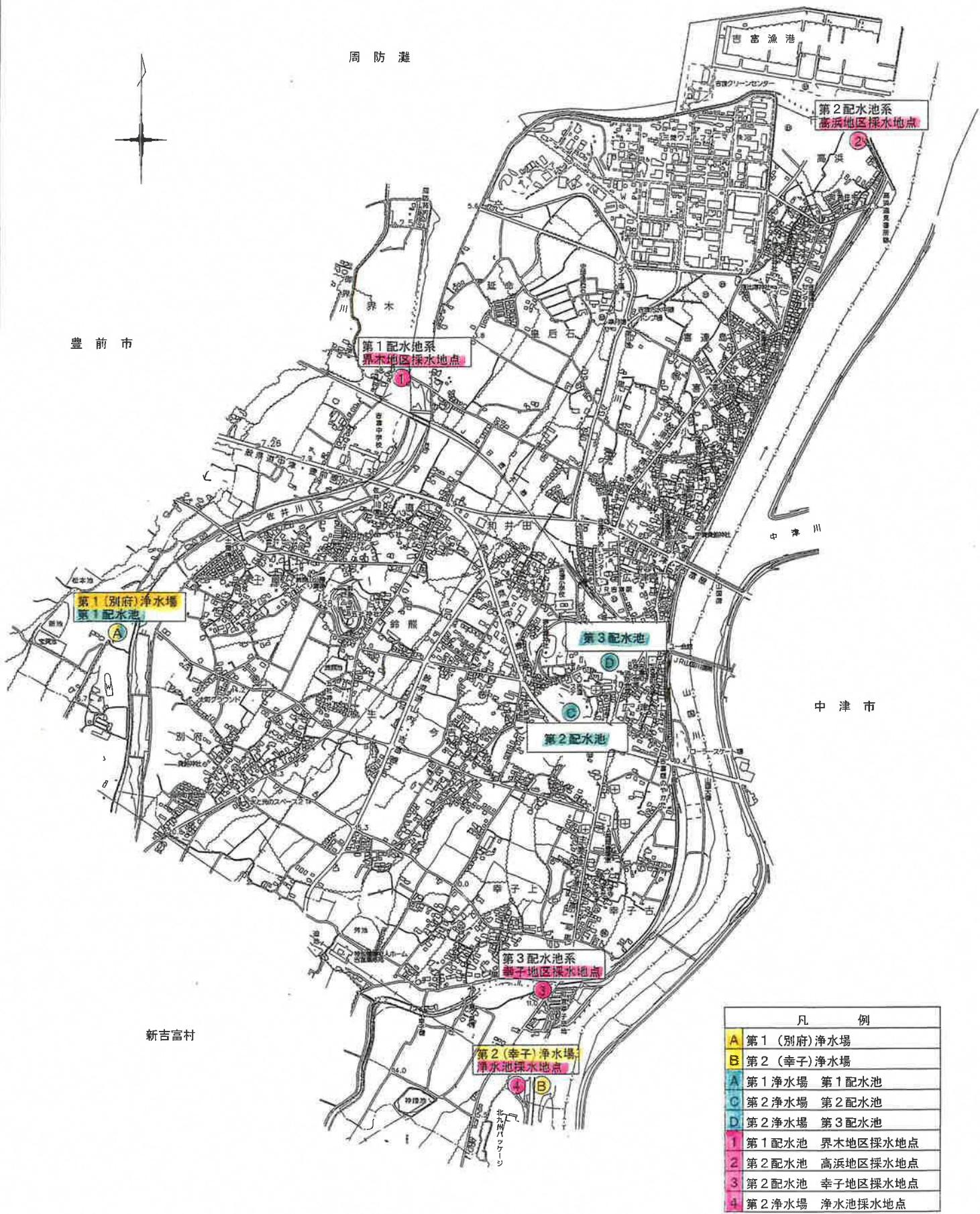


表 1-1

吉富町 上下水道課

《浄水》

水質基準項目	基準値 (mg/L)	浄水全 51項目	省略不可 9項目	消毒剤・消 毒副生成物	溶出水 ・道用資 料を考 慮す べ品 きか らの 6項 目	過去の水質状況に より 検査頻度が 変わる 28項目	年間検査回数			
							高 浜 第 2 地 区 配 水 給 水 栓	幸 子 第 3 地 区 配 水 給 水 栓	界 木 第 1 地 区 配 水 給 水 栓	立 型 集 水 井 淨 水 池
一般細菌	100個/ml	○	○				12	12	12	12
大腸菌	不検出	○	○				12	12	12	12
塩化物イオン	200	○	○				12	12	12	12
有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3	○	○				12	12	12	12
pH値	5.8~8.6	○	○				12	12	12	12
味	異常でない	○	○				12	12	12	12
臭気	異常でない	○	○				12	12	12	12
色度	5度	○	○				12	12	12	12
濁度	2度	○	○				12	12	12	12
クロロホルム	0.06	○		○			4	4	4	
ジブロモクロロメタン	0.1	○		○			4	4	4	
ブロモジクロロメタン	0.03	○		○			4	4	4	
ブロモホルム	0.09	○		○			4	4	4	
総トリハロメタン	0.1	○		○			4	4	4	
クロロ酢酸	0.02	○		○			4	4	4	
トリクロロ酢酸	0.03	○		○			4	4	4	
ジクロロ酢酸	0.03	○		○			4	4	4	
ホルムアルデヒド	0.08	○		○			4	4	4	
臭素酸	0.01	○		○			4	4	4	
塩素酸	0.6	○		○			4	4	4	
シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01	○		○			4	4	4	
1,4-ジオキサン	0.05	○			○	1	1	1		
四塩化炭素	0.002	○			○	1	1	1		
シース-1,2-ジクロロエチレン及びトライシース-1,2-ジクロロエチレン	0.04	○			○	1	1	1		
ジクロロメタン	0.02	○			○	1	1	1		
テトラクロロエチレン	0.01	○			○	1	1	1		
トリクロロエチレン	0.01	○			○	1	1	1		
ベンゼン	0.01	○			○	1	1	1		
亜硝酸態窒素	0.04	○			○	1	1	1		
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	○			○	1	1	1		
カドミウム及びその化合物	0.003	○			○	1	1	1		
水銀及びその化合物	0.0005	○			○	1	1	1		
セレン及びその化合物	0.01	○			○	1	1	1		
ヒ素及びその化合物	0.01	○			○	1	1	1		
フッ素及びその化合物	0.8	○			○	1	1	4		
ホウ素及びその化合物	1	○			○	1	1	1		
ナトリウム及びその化合物	200	○			○	1	1	1		
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	○			○	4	1	4		
蒸発残留物	500	○			○	4	4	4		
陰イオン界面活性剤	0.2	○			○	1	1	1		
非イオン界面活性剤	0.02	○			○	1	1	1		
フェノール類	0.005	○			○	1	1	1		
マンガン及びその化合物	0.05	○			○	1	1	1	4	
鉛及びその化合物	0.01	○		○	○	1	1	4	4	
六価クロム化合物	0.02	○		○	○	1	1	1	4	
亜鉛及びその化合物	1	○		○	○	1	1	1	4	
アルミニウム及びその化合物	0.2	○		○	○	4	4	4	4	
鉄及びその化合物	0.3	○		○	○	1	1	1	4	
銅及びその化合物	1	○		○	○	1	1	1	4	
ジェオスミン	0.00001	○				4	6	2		
2-メチルイソボルネオール	0.00001	○				4	6	2		

表1-2

吉富町 上下水道課

《浄水》

水質管理目標設定項目	目標値 (mg/L)	消毒副生成物 3項目	おいしい水等目標 10項目	年間検査回数			
				高浜第2地区配水給水栓	幸子第3地区配水給水栓	界木第1地区配水給水栓	立型集水井 浄水池
アンチモン及びその化合物	0.015						
ウラン及びその化合物	0.002						
ニッケル及びその化合物	0.01						
1,2-ジクロロエタン	0.004						
1,1-ジクロロエチレン	0.1						
1,1,2-トリクロロエタン	0.006						
トルエン	0.4						
1,1,1-トリクロロエタン	0.3						
メチル-t-ブチルエーテル	0.02						
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08						
亜塩素酸	0.6	○		1	1	1	
二酸化塩素	0.6			未使用のため検査対象外			
ジクロロアセトニトリル	0.01	○		1	1	1	
抱水クロラール	0.02	○		1	1	1	
農薬類							
アルミニウム及びその化合物	0.1			4*	4*	4*	
残留塩素	1		○	1	1	1	
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10以上100以下		○	1*	1*	1*	
マンガン及びその化合物	0.01		○	1*	1*	1*	
遊離炭酸	20		○	1	1	1	
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3		○	1	1	1	
臭気強度(T.O.N.)	3		○	1	1	1	
蒸発残渣物	30以上200以下		○	1*	1*	1*	
濁度	1度		○	1*	1*	1*	
pH値	7.5程度		○	1*	1*	1*	
腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける		○	1	1	1	
従属栄養細菌	2000cfu/ml			4	4	4	4
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005						

* 水質基準項目にて検査実施

放射性物質(セシウム134・137・ヨウ素131)				1	1	1	
---------------------------	--	--	--	---	---	---	--

表 1-3

吉富町上下水道課

《原水》

水質基準項目	原水全40項目	省略不可9項目	地下水を水源とする場合の7項目	年間検査回数	
				第1(別府深井戸)浄水場	第2(幸子立型集水井)浄水場
一般細菌	○	○		1	1
大腸菌	○	○		1	1 *
塩化物イオン	○	○		1	1
有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	○	○		1	5
pH値	○	○		1	1
味	○	○		1	1
臭気	○	○		1	1
色度	○	○		1	1
濁度	○	○		1	1
シアン化物イオン及び塩化シアン	○			1	1
1,4-ジオキサン	○		○	1	1
四塩化炭素	○		○	1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○		○	1	1
ジクロロメタン	○		○	1	1
テトラクロロエチレン	○		○	1	1
トリクロロエチレン	○		○	1	1
ベンゼン	○		○	1	1
亜硝酸態窒素	○			1	1
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○			1	1
カドミウム及びその化合物	○			1	1
水銀及びその化合物	○			1	1
セレン及びその化合物	○			1	1
ヒ素及びその化合物	○			1	1
フッ素及びその化合物	○			5	1
ホウ素及びその化合物	○			1	1
ナトリウム及びその化合物	○			1	1
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○			1	1
蒸発残留物	○			1	1
陰イオン界面活性剤	○			1	1
非イオン界面活性剤	○			1	1
フェノール類	○			1	1
マンガン及びその化合物	○			1	5
鉛及びその化合物	○			1	1
六価クロム化合物	○			1	1
亜鉛及びその化合物	○			1	1
アルミニウム及びその化合物	○			1	1
鉄及びその化合物	○			1	1
銅及びその化合物	○			1	1
ジェオスミン	○			1	1
2-メチルイソボルネオール	○			1	1

表1-4

吉富町上下水道課

《原水》

水質管理目標設定項目	水質管理目標 9項目	年間検査回数	
		第1 (別府 深井戸 浄水場)	第2 (幸 立型 集水井 浄水場)
アンチモン及びその化合物	○	1	1
ウラン及びその化合物	○	1	1
ニッケル及びその化合物	○	1	1
1,2-ジクロロエタン	○	1	1
1,1-ジクロロエチレン	○	1	1
トルエン	○	1	1
1,1,1-トリクロロエタン	○	1	1
メチル- <i>t</i> -ブチルエーテル	○	1	1
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	○	1	1
亜塩素酸			
二酸化塩素		未使用のため検査対象外	
ジクロロアセトニトリル			
抱水クロラール			
農薬類			
アルミニウム及びその化合物			
残留塩素			
カルシウム、マグネシウム等(硬度)			
マンガン及びその化合物			
遊離炭酸			4
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)			
臭気強度(TON)			
蒸発残留物			
濁度			
pH値			
腐食性(ランゲリア指数)			
従属栄養細菌			
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)			

《その他項目》

クリプトspoリジウム等			4
大腸菌(MPN)			1
大腸菌(クリプトspoリジウム等 指標菌)		4	4
嫌気性芽胞菌(クリプトspoリジウム等 指標菌)		4	4
ダイオキシン類		1	1

表-2

水道におけるクリプトスポリジウム等の対策指針に基づくリスクレベル

吉富町上下水道課

淨水場名	水源名	原水の種類	主な浄水処理方法	指標菌検出の有無	リスクレベル	備考
第1 (別府) 清水場	2号取水井	深井戸	消毒のみ	無	2	指標菌 年4回
第2 (幸子) 清水場	第1取水井	浅井戸	急速ろ過	有	3	指標菌 年4回 クリプトスボリジウム 年4回
第2 (幸子) 清水場	京築地区水道企業団淨水	淨水受水	—	—	—	—

+ 第1 (別府) 清水場 2号取水井 [深井戸] については、被圧地下水かどうかの確認が出来ないためリスクレベル2とし、指標菌について年4回検査を実施します。

+ 第2 (幸子) 清水場第1取水井 [浅井戸] は、クリプトスボリジウム等による汚染のおそれがあると判断されたためリスクレベル3とし、大腸菌 [定性]・嫌気性芽胞菌 [定量] とクリプトスボリジウム等の検査を年4回実施します。

表-3(1)

吉富町 上下水道課

「クリプトスポリジウム等、大腸菌及び嫌気性芽胞菌」検査 結果集計表

第1(別府)浄水場 深井戸

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
嫌気性芽胞菌	0		0			0				0		
大腸菌	不検出		不検出			不検出				不検出		

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
嫌気性芽胞菌	0		0			0				0		
大腸菌	不検出		不検出			不検出				不検出		

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
嫌気性芽胞菌	0		0			0				0		
大腸菌	不検出		不検出			不検出				不検出		

第2(幸子)浄水場 立型集水井

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
嫌気性芽胞菌	0		0			0				0		
大腸菌	不検出		不検出			不検出				不検出		
クリプトスポリジウム	0		0			0				0		
ジアルジア	0		0			0				0		

表-3(2)

令和元年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
嫌気性芽胞菌	0		0			0				0		
大腸菌	不検出		不検出			不検出				不検出		
クリプトスボリジウム	0		0			0				0		
ジアルジア	0		0			0				0		

令和2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
嫌気性芽胞菌	0		0			0				0		
大腸菌	不検出		不検出			不検出				不検出		
クリプトスボリジウム	0		0			0				0		
ジアルジア	0		0			0				0		

表-4 (1)

令和4度 水質検査予定表

検査月 検査箇所名		4月	5月	6月	7月
原水	第1(別府)浄水場 深井戸	フッ素 大腸菌・嫌気性芽胞菌			フッ素 大腸菌・嫌気性芽胞菌
	第2(幸子)浄水場 立型集水井	TOC・遊離炭酸・マンガン 大腸菌・嫌気性芽胞菌 クリプトスボリジウム	ダイオキシン類	原水全40項目大MPN 水質管理目標設定9項目	TOC・遊離炭酸・マンガン 大腸菌・嫌気性芽胞菌 クリプトスボリジウム
浄水	第2浄水場 第2配水池系 高浜地区 給水栓	省略不可9項目	省略不可9項目 2-MIB・ジオスミン 放射性物質(¹³⁴ Cs・ ¹³⁷ Cs・ ¹³¹ I)	浄水全51項目 従属栄養細菌・アルミニウム おいしい水等の目標10項目	省略不可9項目 管理目標設定(消毒副生成物)3項目
	第2浄水場 第3配水池系 幸子地区 給水栓	省略不可9項目	省略不可9項目 2-MIB・ジオスミン 放射性物質(¹³⁴ Cs・ ¹³⁷ Cs・ ¹³¹ I)	浄水全51項目 従属栄養細菌・アルミニウム おいしい水等の目標10項目	省略不可9項目 管理目標設定(消毒副生成物)3項目 2-MIB・ジオスミン
水	第1浄水場 第1配水池系 界木地区 給水栓	省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 従属栄養細菌 蒸発残留物・硬度・フッ素・鉛 アルミニウム・アルミニウム 放射性物質(¹³⁴ Cs・ ¹³⁷ Cs・ ¹³¹ I)	省略不可9項目	省略不可9項目 管理目標設定(消毒副生成物)3項目
	立型集水井系 浄水池	省略不可9項目	省略不可9項目 水道用資機材等考慮すべき6項目 従属栄養細菌	省略不可9項目	省略不可9項目

検査月 検査箇所名		8月	9月	10月	11月
原水	第1(別府)浄水場 深井戸			フッ素 大腸菌・嫌気性芽胞菌	
	第2(幸子)浄水場 立型集水井			TOC・遊離炭酸・マンガン 大腸菌・嫌気性芽胞菌 クリプトスボリジウム	
浄水	第2浄水場 第2配水池系 高浜地区 給水栓	省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 従属栄養細菌 蒸発残留物・硬度 2-MIB・ジオスミン アルミニウム・アルミニウム	省略不可9項目 2-MIB・ジオスミン	省略不可9項目
	第2浄水場 第3配水池系 幸子地区 給水栓	省略不可9項目 2-MIB・ジオスミン	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 従属栄養細菌 蒸発残留物 2-MIB・ジオスミン アルミニウム・アルミニウム	省略不可9項目 2-MIB・ジオスミン	省略不可9項目
水	第1浄水場 第1配水池系 界木地区 給水栓	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 従属栄養細菌 蒸発残留物・硬度・フッ素・鉛 2-MIB・ジオスミン アルミニウム・アルミニウム	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 従属栄養細菌 蒸発残留物・硬度・フッ素・鉛 アルミニウム・アルミニウム
	立型集水井系 浄水池	省略不可9項目 水道用資機材等考慮すべき6項目 従属栄養細菌	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目 水道用資機材等考慮すべき6項目 従属栄養細菌

表-4 (2)

検査箇所名		検査月	12月	1月	2月	3月
原水	第1(別府)浄水場 深井戸		ダイオキシン類	フッ素 大腸菌・嫌気性芽胞菌	原水全40項目 水質管理目標設定9項目	
	第2(幸子)浄水場 立型集水井			TOC・遊離炭酸・マンガン 大腸菌・嫌気性芽胞菌 クリプトスボリジウム		
浄水	第2浄水場 第2配水池系 高浜地区 給水栓		省略不可9項目 消毒副生成物12項目 従属栄養細菌 蒸発残留物・硬度 <small>水質管理目標設定項目 アルミニウム・アルミニウム</small>	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 従属栄養細菌 蒸発残留物・硬度 <small>水質管理目標設定項目 アルミニウム・アルミニウム</small>
	第2浄水場 第3配水池系 幸子地区 給水栓		省略不可9項目 消毒副生成物12項目 従属栄養細菌 蒸発残留物 <small>水質管理目標設定項目 アルミニウム・アルミニウム</small>	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 従属栄養細菌 蒸発残留物 <small>水質管理目標設定項目 アルミニウム・アルミニウム</small>
	第1浄水場 第1配水池系 界木地区 給水栓		省略不可9項目	省略不可9項目	浄水全51項目 従属栄養細菌 おいしい水等の目標10項目 <small>水質管理目標設定項目 アルミニウム</small>	省略不可9項目
	立型集水井系 浄水池		省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目・マンガン 水道用資機材等考慮すべき6項目 従属栄養細菌	省略不可9項目

表-5

水道法水質基準 51 項目検査セット表

項目	セット項目			
一般細菌	省略不可 9 項目			
大腸菌	省略不可 9 項目			
塩化物イオン	省略不可 9 項目			
有機物（全有機炭素(TOC)の量）	省略不可 9 項目			
pH 値	省略不可 9 項目			
味	省略不可 9 項目			
臭気	省略不可 9 項目			
色度	省略不可 9 項目			
濁度	省略不可 9 項目			
クロロホルム	消毒剤・消毒副生成物 12 項目			
ジブロモクロロメタン	消毒剤・消毒副生成物 12 項目			
プロモジクロロメタン	消毒剤・消毒副生成物 12 項目			
プロモホルム	消毒剤・消毒副生成物 12 項目			
総トリハロメタン	消毒剤・消毒副生成物 12 項目			
クロロ酢酸	消毒剤・消毒副生成物 12 項目			
トリクロロ酢酸	消毒剤・消毒副生成物 12 項目			
ジクロロ酢酸	消毒剤・消毒副生成物 12 項目			
ホルムアルデヒド	消毒剤・消毒副生成物 12 項目			
臭素酸	消毒剤・消毒副生成物 12 項目			
塩素酸	消毒剤・消毒副生成物 12 項目			
シアノ化物イオン及び塩化シアン	地下水を水源とする場合の考慮すべき 7 項目			
1,4-ジオキサン	地下水を水源とする場合の考慮すべき 7 項目			
四塩化炭素	地下水を水源とする場合の考慮すべき 7 項目			
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	地下水を水源とする場合の考慮すべき 7 項目			
ジクロロメタン	地下水を水源とする場合の考慮すべき 7 項目			
テトラクロロエチレン	地下水を水源とする場合の考慮すべき 7 項目			
トリクロロエチレン	地下水を水源とする場合の考慮すべき 7 項目			
ベンゼン	地下水を水源とする場合の考慮すべき 7 項目			
亜硝酸態窒素	地下水を水源とする場合の考慮すべき 7 項目			
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	地下水を水源とする場合の考慮すべき 7 項目			
カドミウム及びその化合物	原水全 38 項目			
水銀及びその化合物	原水全 38 項目			
セレン及びその化合物	原水全 38 項目			
ヒ素及びその化合物	原水全 38 項目			
フッ素及びその化合物	原水全 38 項目			
ホウ素及びその化合物	原水全 38 項目			
ナトリウム及びその化合物	原水全 38 項目			
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	その他原水の状況等を考慮すべき 15 項目			
蒸発残留物	その他原水の状況等を考慮すべき 15 項目			
陰イオン界面活性剤	その他原水の状況等を考慮すべき 15 項目			
非イオン界面活性剤	その他原水の状況等を考慮すべき 15 項目			
フェノール類	その他原水の状況等を考慮すべき 15 項目			
マンガン及びその化合物	その他原水の状況等を考慮すべき 15 項目			
鉛及びその化合物	水道用資機材・薬品からの溶出・付加を考慮すべき 6 項目			
六価クロム化合物	水道用資機材・薬品からの溶出・付加を考慮すべき 6 項目			
亜鉛及びその化合物	水道用資機材・薬品からの溶出・付加を考慮すべき 6 項目			
アルミニウム及びその化合物	水道用資機材・薬品からの溶出・付加を考慮すべき 6 項目			
鉄及びその化合物	水道用資機材・薬品からの溶出・付加を考慮すべき 6 項目			
銅及びその化合物	水道用資機材・薬品からの溶出・付加を考慮すべき 6 項目			
ジェオスミン	停滞水を水源とする場合の考慮すべき 2 項目			
2-メチルイソボルネオール	停滞水を水源とする場合の考慮すべき 2 項目			

1) 厚生労働省令第百四十二号〔平成 15 年〕の三一ハに指示されている 28 項目
 2) 原水全 40 項目及び原水 38 項目においては、飲用対象外のため『味』は未実施

表-6

水質管理目標設定項目

項目	目標値	備考
アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02mg/L 以下	※
ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002mg/L 以下 (暫定)	※
ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02mg/L 以下	※
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	※
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	※
トルエン	0.4mg/L 以下	※
1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L 以下	※
メチル- <i>t</i> -ブチルエーテル	0.02mg/L 以下	※
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L 以下	※
二酸化塩素	0.6mg/L 以下	未使用のため検査対象外
亜塩素酸	0.6mg/L 以下	*
ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L 以下 (暫定)	*
抱水クロラール	0.02mg/L 以下 (暫定)	*
農薬類	検出値と目標値の比の和として、1 以下	
残留塩素	1mg/L 以下	☆
カルシウム、マグネシウム (硬度)	10mg/L 以上 100mg/L 以下	☆
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/L 以下	☆
遊離炭酸	20mg/L 以下	☆
有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L 以下	☆
臭気強度 (TON)	3 以下	☆
蒸発残留物	30mg/L 以上 200mg/L 以下	☆
濁度	1 度以下	☆
pH 値	7.5 程度	☆
腐食性 (ランゲリア指数)	-1 程度以上とし、極力 0 に近づける	☆
従属栄養細菌	2,000cfu/mL 以下 (暫定)	
アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L 以下	
ペルフルオロオクタノン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PDOA)	0.00005 mg/L 以下 (暫定)	

※・・・水質管理目標設定 9 項目

*・・・水質管理目標設定 (消毒副生成物) 3 項目

☆・・・おいしい水等の目標 10 項目

平成 30～令和 2 年度浄水及び原水 集計表

令和 4 年度水質検査計画の策定は、令和元年度から令和 3 年度の過去 3 年間の水質検査結果等を考慮し作成しています。

令和 3 年度の集計については、上下水道課にお問い合わせください。

淨水全項目実績表

吉富町 上下水道課

第1(別府)浄水場 第1配水池系 界木地区給水栓

淨水全項目 結績表

吉富町 上下水道課 第2(幸子)浄水場 第2配水池系 高浜地区給水栓

浄水全項目 実績表

吉富町 上下水道課

第2(幸子)浄水場 第3配水池系 幸子地区給水柱

項目	基準値 (mg/L)	H3O			RO1			RO2			1/2	1/5	1/10	最大値	備考
		検出されないこと 100 CFU/m以下	0	0	0	0	0	0	0	0					省略不可
一般細菌	0.003 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND				0	省略不可
大腸菌	0.005 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND				0	省略不可
カドミウム及びその化合物	0.005 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND				0	省略不可
水銀及びその化合物	0.01 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND				0	省略不可
セレン及びその化合物	0.01 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND				0	省略不可
ヒ素及びその化合物	0.01 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND				0	省略不可
六価クロム化合物	0.02 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND				0	省略不可
亜硝酸態窒素	0.04 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND				0	省略不可
亜硝化物イオン及び塩化ヒ素	0.01 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND				0	省略不可
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4				0.6	省略不可
硫酸態窒素及び亜硫酸態窒素	0.8 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND				0	省略不可
フッ素及びその化合物	1 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND				0	省略不可
ホウ素及びその化合物	0.002 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND				0	省略不可
四塩化炭素	0.05 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND				0	省略不可
1,4-ジオキサン	0.01 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND				0	省略不可
ジ-1,2-ジクロロエチレン及びトランスクロロエチレン	0.04 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND				0	省略不可
ジクロロメタン	0.02 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND				0	省略不可
テトラクロロエチレン	0.01 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND				0	省略不可
トリクロロエチレン	0.01 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND				0	省略不可
ベンゼン	0.01 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND				0	省略不可
塩素類	0.6 以下	0.08	0.16	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.				0.18	省略不可
クロロ酢酸	0.02 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND				0	省略不可
クロロホルム	0.06 以下	0.012	0.013	0.009	0.005	0.024	0.012	0.016	0.013	0.018				0.024	省略不可
ジクロロ酢酸	0.03 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND				0.005	省略不可
臭素類	0.1 以下	0.002	0.005	0.002	0.002	0.003	0.001	0.001	0.001	0.003				0.002	省略不可
総トリハロメタン	0.01 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND				0	省略不可
トリクロロ酢酸	0.01 以下	0.017	0.026	0.014	0.009	0.031	0.02	0.021	0.018	0.028				0.018	省略不可
プロモジクロロメタン	0.03 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND				0	省略不可
プロモホルム	0.03 以下	0.003	0.007	0.003	0.002	0.005	0.005	0.005	0.005	0.003				0.005	省略不可
ホルムアルデヒド	0.09 以下	ND	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND				0.011	省略不可
亜鉛及びその化合物	0.08 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND				0.001	省略不可
アルミニウム及びその化合物	1 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND				0	省略不可
鉄及びその化合物	0.3 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND				0.04	省略不可
銅及びその化合物	1 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND				8	省略不可
ナトリウム及びその化合物	200 以下	7	7	7	7	ND	ND	ND	ND	ND				0	省略不可
マンガン及びその化合物	0.05 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND				0	省略不可
塩化物イオン	200 以下	7.8	7.7	7.3	7.8	8.6	7.6	8.7	8.4	9.3				9.5	省略不可
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	46	43	43	43	46	46	46	46	46				46	省略不可
無機残留物	500 以下	112	105	73	96	103	118	89	71	99				118	省略不可
陰イオン界面活性剤	0.2 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND				0.000001	省略不可
ジエオズミン	0.00001 以下	ND	ND	ND	ND	0.000001	ND	ND	ND	ND				0.000001	省略不可
2-メチルペイボルネオール	0.00001 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND				ND	省略不可
非イオン界面活性剤	0.02 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND				ND	省略不可
フェノール類	0.005 以下	ND	0.7	0.5	0.3	0.8	0.5	0.6	0.5	0.7				0.8	省略不可
有機物[全有機炭素(TOC)の量]	3 以下	0.5	0.7	0.5	0.3	0.8	0.5	0.6	0.5	0.7				0.8	省略不可
pH値	5.8-8.6	7.6	7.7	7.4	7.3	7.6	7.5	7.4	7.2	7.4				7.45	平均値 省略不可
味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし				46	省略不可
臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし				ND	省略不可
色度	5 度以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND				ND	省略不可
濁度	2 度以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND				ND	省略不可

ND *** 検出限界未満

原水全項目 実績表

吉富町 上下水道課 第1(別府)浄水場 深井戸

項 目	淨水での基準値 (mg/L)	H3O			R01	R02	最大 値
		100個/mL以下	0	不検出			
一級細菌	100個/mL以下	0	0	不検出	0	0	0
大腸菌	検出されないこと						
カドミウム及びその化合物	0.003以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
水銀及びその化合物	0.0005以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
セレン及びその化合物	0.01以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
鉛及びその化合物	0.01以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001	0.002	0.001	0.002	0.001	
六価クロム化合物	0.02以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
亜硝酸態窒素	0.04以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
シアノ生物イオン及び塩化シアン	0.01以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.6	0.1	0.4	0.4	0.6	
フツ素及びその化合物	0.8以下	0.3	0.59	0.43	0.43	0.59	
ホウ素及びその化合物	1.0以下	N.D	0.02	N.D	N.D	N.D	
四塩化炭素	0.002以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
1,4-ジオキサン	0.05以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
シス-1,2-ジクロエチレン及びトライス-1,2-ジクロエチレン	0.04以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
ジクロロメタン	0.02以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
テトラクロロエチレン	0.01以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
トリクロロエチレン	0.01以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
ベンゼン	0.01以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
垂鉛及びその化合物	1.0以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
アルミニウム及びその化合物	0.2以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
鉄及びその化合物	0.3以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
銅及びその化合物	1.0以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
ナトリウム及びその化合物	200以下	13	17	14	14	17	
マンガン及びその化合物	0.05以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
塩化物イオン	200以下	11.9	9.8	10.7	11.9	11.9	
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	101	77	83	101	101	
蒸発残留物	500以下	183	173	175	175	183	
陰イオン界面活性剤	0.2以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
フェノール類	0.005以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
有機物[全有機炭素(TOC)の量]	3以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
pH値	5.8-8.6	8	7.7	7.7	7.7	7.80	
味	異常でない	異常なし	異常なし	—	—	—	
臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
色度	5度以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
濁度	2度以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	

*pHに関しては平均値

原水全項目 実績表

吉富町 上下水道課

第2(幸子)浄水場 立型集水井

項目	淨水での基準値 (mg/L)	H30	R01	R02	最大値
一般細菌	100個/mL以下	6.12	6.11	6.9	17
大腸菌(MPN)	検出されないこと	1.8未満	0	15	1.8未満
カドミウム及びその化合物	0.003以下	N.D	N.D	N.D	
水銀及びその化合物	0.0005以下	N.D	N.D	N.D	
セレン及びその化合物	0.01以下	N.D	N.D	N.D	
鉛及びその化合物	0.01以下	N.D	N.D	N.D	
ヒ素及びその化合物	0.01以下	N.D	N.D	N.D	
六価クロム化合物	0.02以下	N.D	N.D	N.D	
亜硝酸態窒素	0.04以下	N.D	N.D	N.D	
シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01以下	N.D	N.D	N.D	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.6	0.4	0.7	0.7
フッ素及びその化合物	0.8以下	N.D	N.D	N.D	
ホウ素及びその化合物	1.0以下	N.D	N.D	N.D	
四塩化炭素	0.002以下	N.D	N.D	N.D	
1,4-ジオキサン	0.05以下	N.D	N.D	N.D	
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランスクロロエチレン	0.04以下	N.D	N.D	N.D	
ジクロロメタン	0.02以下	N.D	N.D	N.D	
テトラクロロエチレン	0.01以下	N.D	N.D	N.D	
トリクロロエチレン	0.01以下	N.D	N.D	N.D	
ベンゼン	0.01以下	N.D	N.D	N.D	
亜鉛及びその化合物	1.0以下	N.D	N.D	N.D	
アルミニウム及びその化合物	0.2以下	N.D	N.D	N.D	
鉄及びその化合物	0.3以下	N.D	N.D	N.D	
銅及びその化合物	1.0以下	0.01	0.02	0.02	0.02
ナトリウム及びその化合物	200以下	7	8	8	8
マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005	N.D	N.D	0.005
塩化物イオン	200以下	6.1	6.5	6.6	6.6
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	52	54	54	54
蒸発残留物	500以下	114	116	111	116
陰イオン界面活性剤	0.2以下	N.D	N.D	N.D	
ジエオスミン	0.00001以下	N.D	N.D	N.D	
2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	N.D	N.D	N.D	
非イオン界面活性剤	0.02以下	N.D	N.D	N.D	
フェノール類	0.005以下	N.D	N.D	N.D	
有機物[全有機炭素(TOC)の量]	3以下	0.3	N.D	0.3	0.3
pH値	5.8-8.6	6.9	6.9	6.8	6.87
味	異常でない	異常なし	—	—	
臭気	異常でない	異常なし	藻臭	異常なし	
色度	5度以下	N.D	N.D	N.D	
濁度	2度以下	N.D	N.D	N.D	

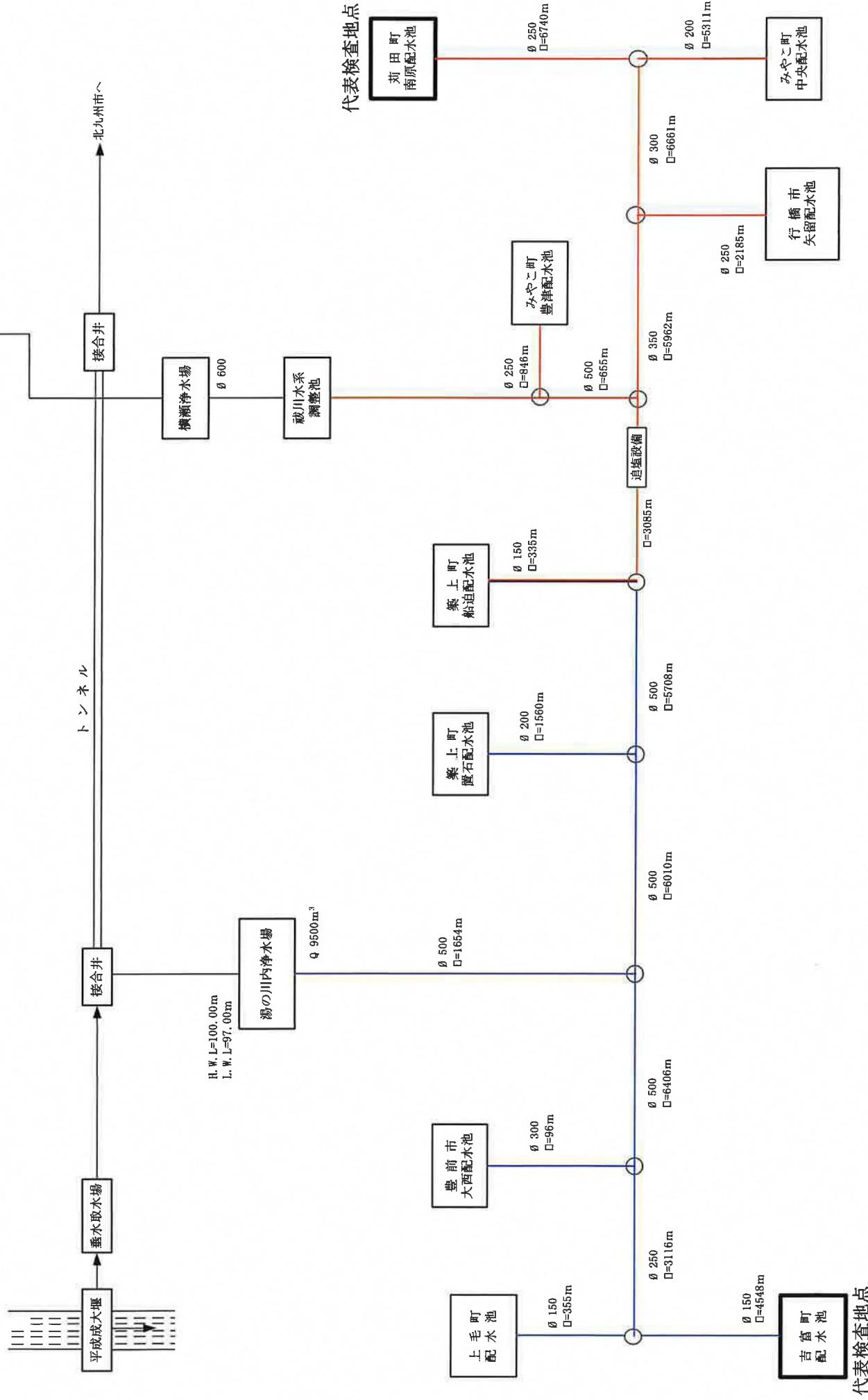
*pHに関しては平均値

N.D ... 検出限界値未満

京築地区水道企業団 概念図

企業団名

伊良原ダム



浄水全項目 実績表

京葉地区水道企業団 湯の川内浄水場 淨水池の出口

項目	基準値 (mg/L)	H3O	R01	R02	備考
	100 CFU/mL以下	8.7	8.16	8.18	
	検出されない以上	1	0	0	検出しない
一般細菌	N.D	N.D	N.D	N.D	省略不可項目
大腸菌	N.D	N.D	N.D	N.D	省略不可項目
カドミウム及びその化合物	0.0005 以下	N.D	N.D	N.D	
水銀及びその化合物	0.0005 以下	N.D	N.D	N.D	
セレン及びその化合物	0.01 以下	N.D	N.D	N.D	
鉛及びその化合物	0.01 以下	N.D	N.D	N.D	
ヒ素及びその化合物	0.01 以下	N.D	N.D	N.D	
六価クロム化合物	0.02 以下	N.D	N.D	N.D	
亜硝酸態窒素	0.04 以下	N.D	N.D	N.D	
シアン化物イオン及び塩化アン	0.01 以下	N.D	N.D	N.D	省略不可項目
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	0.3	0.67	0.18	0.7
フッ素及びその化合物	0.8 以下	N.D	N.D	N.D	
ホウ素及びその化合物	1 以下	N.D	N.D	N.D	
四價化炭素	0.002 以下	N.D	N.D	N.D	
1,4-ジオキサン	0.05 以下	N.D	N.D	N.D	
1,2-ジクロロエチレン及び1,2-ジクロロエチジン	0.04 以下	N.D	N.D	N.D	
ジクロロメタン	0.02 以下	N.D	N.D	N.D	
テトラクロロエチレン	0.01 以下	N.D	N.D	N.D	
トククロロエチレン	0.01 以下	N.D	N.D	N.D	
ベンゼン	0.01 以下	N.D	N.D	N.D	
塩素酸	0.6 以下	0.2	N.D	N.D	
クロロ酢酸	0.02 以下	N.D	N.D	N.D	
クロロホルム	0.06 以下	0.029	0.0242	0.025	0.029
ジクロロ酢酸	0.03 以下	N.D	0.007	N.D	0.007
ジプロモクロロメタン	0.1 以下	0.002	N.D	0.002	0.002
臭素酸	0.01 以下	N.D	N.D	N.D	省略不可項目
総トリハロメタン	0.1 以下	0.039	0.0294	0.034	0.039
トリクロロ酢酸	0.03 以下	N.D	0.005	N.D	0.005
プロモジクロロメタン	0.03 以下	0.008	0.0052	0.007	0.008
プロモホルム	0.09 以下	N.D	N.D	N.D	省略不可項目
ホルムアルデヒド	0.08 以下	N.D	N.D	N.D	省略不可項目
亜鉛及びその化合物	1 以下	N.D	N.D	N.D	省略不可項目
アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.07	0.03	0.03	0.07
鉄及びその化合物	0.3 以下	N.D	N.D	N.D	
銅及びその化合物	1 以下	N.D	N.D	N.D	
ナトリウム及びその化合物	200 以下	8.0	6.8	8.0	8.0
マンガン及びその化合物	0.05 以下	N.D	N.D	N.D	
塩化物イオン	200 以下	9.1	11.2	9.8	11.2
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	53	23.3	40	53
蒸発残留物	500 以下	87	55	89	89
陰イオン界面活性剤	0.02 以下	N.D	N.D	N.D	
ジエオスミン	1E-05 以下	N.D	N.D	0.000001	0.000001
2-メチルイソブチルケオール	1E-05 以下	0.000002	0.000003	0.000003	0.000003
非イオン界面活性剤	0.02 以下	N.D	N.D	N.D	
フェノール類	0.005 以下	N.D	N.D	N.D	
有機物[全有機炭素(TOC)の量]	3 以下	1.1	1.1	1.1	1.1
pH値	5.8-8.6	7.4	7.2	7.0	7.20
味	異常でない、異常でない	異常なし、異常なし	異常なし、異常なし	異常なし、異常なし	異常なし、異常なし
臭気	5 度以下	N.D	0.6	0.6	0.6
色度	2 度以下	N.D	N.D	N.D	省略不可項目
濁度	N.D	N.D	N.D	N.D	省略不可項目
	N.D	N.D	N.D	N.D	省略不可項目

N.D ... 検出限界値未満

淨水全項目 実績表

京築地區水道企業團

湯の川内浄水場 吉富町配水池の入日